

ハーグ協定及び特許法条約実施法案、下院本会議を通過  
～大統領署名へ～

2012年12月5日  
JETRO NY 諸岡

12月5日、米国下院本会議において「ハーグ協定及び特許法条約実施法案<sup>1</sup>」が全会一致で可決された<sup>2</sup>。

今回可決された法案<sup>3</sup>は、9月22日に上院本会議で可決された法案<sup>4</sup>をそのまま下院でも可決したものの<sup>5</sup>。

したがって、上下両院通過後の法案に相違はなく、オバマ大統領の署名を経て成立することになる。

ハーグ協定関連部分は、大統領署名から1年後または同協定の米国での発効のいずれか遅い方に施行される。

また、PLT関連部分は、大統領署名から1年後に施行され、原則として

- ① 施行日以降に発行された特許
- ② 施行日より前に発行された特許
- ③ 施行日以降の出願
- ④ 施行日に継続している出願

が対象となるが、施行日より前に訴訟の対象となっている特許等については適用が除外される。

(了)

---

<sup>1</sup> 「To implement the provisions of the Hague Agreement and the Patent Law Treaty」

<sup>2</sup> 発声投票による投票で満場一致。今回は下院司法委員会での審議は省略された。

<sup>3</sup> [S.3486](#) (下院通過版、PDF)

<sup>4</sup> [S.3486](#) (上院通過版、PDF)

<sup>5</sup> 2012年10月2日付NY発知財ニュース：[ハーグ協定及び特許法条約実施法案、上院本会議を通過](#) (PDF) 参照